

## 認証手数料及び確認調査手数料等の額（消費税込み）

### I 認証手数料（第10条関係）

#### 1 飲食料品（果実飲料）

- (1) A基準の工場の認証・・・・・・・・・・・・・・・・・・413,600円  
（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・11,000円）
- (2) B基準の工場の認証・・・・・・・・・・・・・・・・・・333,300円  
（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・6,600円）
- (3) B基準の工場からA基準の工場への切換えの認証・・・・・・・・185,900円  
（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・11,000円）
- (4) A基準の工場からB基準の工場への切換えの認証・・・・・・・・101,200円  
（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・6,600円）

#### 2 有機加工食品（果実飲料）

- 生産行程管理者の認証・・・・・・・・・・・・・・・・・・244,200円  
（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・7,700円）

#### 3 上記1及び2において、本会の認証事業者が、合併等に伴い新たな事業者として従前の施設を申請する場合

- (1) 飲食料品（果実飲料）・・・・・・・・・・・・・・・・・・89,100円  
（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・6,600円）
- (2) 有機加工食品（果実飲料）・・・・・・・・・・・・・・・・62,700円  
（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・7,700円）

### II 確認調査手数料（第11条第1項関係）

#### 1 飲食料品（果実飲料）

- (1) A基準の工場の確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・107,800円  
（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・11,000円）
- (2) B基準の工場の確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・89,100円  
（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・6,600円）

#### 2 有機加工食品（果実飲料）

- 生産行程管理者の確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・62,700円  
（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・7,700円）

#### 3 上記1の（2）及び2を同時に実施する場合・・・・・・・・113,880円

- （1の（2）についてのみ再実施調査がある場合の加算額・・・・・・・・6,600円）
- （2についてのみ再実施調査がある場合の加算額・・・・・・・・7,700円）
- （1の（2）及び2とも再実施調査がある場合の加算額・・・・・・・・10,790円）

**Ⅲ 臨時確認調査手数料**（第11条第2項及び第3項関係）

1 飲食料品（果実飲料）

（1）A基準の工場の確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・107,800円

（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・11,000円）

（2）B基準の工場の確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・89,100円

（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・6,600円）

2 有機加工食品（果実飲料）

生産行程管理者の確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・62,700円

（再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・7,700円）

3 上記1の（2）及び2を同時に実施する場合・・・・・・・・・・113,880円

（1の（2）についてのみ再実施調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・6,600円）

（2についてのみ再実施調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・7,700円）

（1の（2）及び2とも再実施調査がある場合の加算額・・・・・・・・・・10,790円）

**Ⅳ 講習会等受講料**（第12条第1項関係）・・・・・・・・講習会等開催のつど、別に会長理事が定める。

**Ⅴ 認証書再交付手数料**（第12条第2項関係）・・・・・・・・・・1件当たり2,100円

**Ⅵ 文書交付手数料**（第12条第3項関係）・・・・・・・・・・1件当たり440円

**Ⅶ 認証申請取下げ手数料**（第10条第2項関係）・・・・・・・・・・31,430円

**【備考】**

① 「A基準の工場」とは、格付のための検査を自己で行う工場をいう。

② 「B基準の工場」とは、格付のための検査を第三者機関に委託して行う工場をいう。

③ 上記Ⅰ～Ⅲの調査において旅費を伴う場合は、手数料とは別に、調査毎に本会の旅費規程に基づく旅費等が加算される。なお、同一行程で2業者以上の実地調査を行う場合には当該事業者で按分する。